

第三十四回国会 建設委員會議録 第十九号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 羽田武副郎君
理事井原 岸高君 理事木村 守江君
理事二階堂 進君 理事南 好雄君
理事中島 巖君 理事山中 吾郎君
理事塚本 三郎君
理事 逢澤 寛君 足立 篤郎君
小川 平二君 金丸 信君
磯原 彌三君 島村 一郎君
砂原 格君 高見 三郎君
田邊 國男君 徳安 實藏君
西村 直己君 堀内 一雄君
八木 一郎君 石川 次夫君
岡本 隆一君 金丸 徳重君
兒玉 末男君 實川 清之君
三鍋 義三君 山中日露史君
今村 等君 加藤 謙造君

出席國務大臣

建設大臣 村上 勇君

出席政府委員

建設技官 高野 務君

建設技官

建設技官 遠藤 三郎君
建設技官 勝澤 芳雄君
建設技官 前田 光嘉君
建設技官 齋藤 義治君
建設技官 山口 乾治君

建設技官

建設技官 齋藤 義治君

建設技官

建設技官 山口 乾治君

建設技官

建設技官 山口 乾治君

建設技官

建設技官 山口 乾治君

建設技官

建設技官 山口 乾治君

補欠として中原健次君が議長の指名で委員に選任された。

委員中原健次君辞任につき、その補欠として山中日露史君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員大久保武雄君、川崎末五郎君、橋本正之君、服部安司君、廣瀬正雄君、山本猛夫君、淺沼稻次郎君、實川清之君及び今村等君辞任につき、その補欠として金丸信君、田邊國男君、足立篤郎君、西村直己君、小川平二君、磯原彌三君、兒玉末男君、金丸徳重君、及び加藤謙造君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小川平二君、金丸信君、磯原彌三君、田邊國男君、金丸徳重君及び加藤謙造君辞任につき、その補欠として廣瀬正雄君、大久保武雄君、山本猛夫君、川崎末五郎君、實川清之君及び今村等君が議長の指名で委員に選任された。

五月十三日

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出第一三八号)

同月十四日

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十八名提出、衆法第四〇号)

同月十六日

道路整備促進に関する請願(久保田)

豊田君紹介(第三九〇四号)

土地収用法の一部改正に関する請願(中澤茂一君紹介)(第三九二〇号)

同(原茂君紹介)(第三九二二号)

同(松平忠久君紹介)(第三九二二二号)

同(増田甲子七君紹介)(第三九八〇号)

道路整備新五箇年計画策定に関する請願(松平忠久君紹介)(第三九四〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三九四二二号)

同(原茂君紹介)(第三九四二二二号)

道路整備促進に対する一般財源増額に関する請願(松平忠久君紹介)(第三九四三三三号)

同(中澤茂一君紹介)(第三九四四四号)

同(原茂君紹介)(第三九四五五号)

同(増田甲子七君紹介)(第三九八八号)

二級国道甲府熊谷線川本村地内改修に関する請願(荒松清十郎君紹介)(第三九七七号)

県道一ノ関横手線改修に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第三九七八号)

青森県八戸、野辺地間道路の二級国道指定及び改修に関する請願(三浦一雄君紹介)(第三九七九号)

は本委員会に付託された。

本日会議に付した案件

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出第一三八号)

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十八名提出、衆法第四〇号)

藤三郎君外五十八名提出、衆法第四〇号)

○羽田委員長 これより会議を開きます。

まず、国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

村建設大臣。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

今や、高速自動車道の普及発達は、世界的趋向であり、欧米先進諸国においては、つとにこれが顯著の度を加えているのでありますが、ひとりわが国においては、旧態依然として、道路交差対策の著しい立ちおくれを余儀なくされていることは、まことに遺憾に思ふべきところであります。この内外の新事態に即応する画期施策の一環としてさしあたり、また、東海道路交通需要の緊迫に備へなければならぬと存するものであります。

なお、東海道高速自動車国道の建設に伴う財源の問題につきましては、前述のような交通量の著増傾向に徴しまして、有料道路として、その採算性がきわめて確実でありますので、もっぱら財政資金等の効率的活用により事業の促進を期することを建前といたしておきます。従つて、公共事業による一般道路投資を圧縮することが必要と信じて、いささかも懸念の必要はないものと確信し、また、かくのごとき杞憂を生ぜしめざるよう万全の考慮を払うべきことは、もとよりいふを待たないところであります。

翻つて、わが国産業の現況と、その発展の将来を視望いたしますとき、重化学工業の振興による経済の体質改善が、最も強く要請せらるるところであり、また、あまた東海道地域は、わが国産業活動の中核として、拠点的役割をにない、長大な臨海工業地帯を擁した港湾、用水、工場用地の整備充実等、今後の建設的方策と相俟つて、きわめて好適な立地条件に恵まれてゐるのであります。ここにたんとしたる一大幹線道路が貫通しましたならば、ひとり本地方における産業基盤の拡充強化に資し得るのみならず、広く、わが国経済の発展、国民所得の増大と社会民生の安定向上に寄与するところ、きわめて大なるものがあると確信する次第であります。

以上が、本法案を提案せんとする理由であります。

次に、本法案の要旨について、若干の説明を試みたいと存じます。

まず、第一に、東海道幹線自動車国道の意義と性格を明確にいたしました。すなわち、本国道は、全国的自動車

交通網の重要な一環として、特に政治、経済、文化上重要な地域を連絡することを目的とした高速自動車国道でありまして、道路法上の道路としての取り扱いをするにいたしてあります。

第二は、本国道の予定路線を定めるものであります。まず起点を東京都、終点を名古屋市付近として、その主たる経過地を、横浜市付近、静岡市付近、浜松市付近及び豊橋市付近と定めてあります。

第三は、路線の指定についてであります。本国道の路線は、前記の予定路線を基準として、政令で具体的にこれを定めることといたしました。すなわち、この政令につきましては、本法の施行後、すみやかに運輸、建設両大臣が共同して、その案を作成し、閣議の決定を経なければならぬことといたしてあります。

第四は、本国道の新設及び改築に関する整備計画の問題であります。これについて、運輸、建設両大臣が、政令で定むるところにより、これを共同作成することといたしました。

第五に、本法の附則において、現行の高速自動車国道法及び道路整備特別措置法の一部改正を行なひまして、前にも述べました通り、本国道を、道路法上の高速自動車国道としたこと、日本道路公団において、整備計画に基づく本国道の新設または改築を行なひしむるようにしたこと等、一連の関連規定を整備いたしました。本法制定の趣旨、目的に即応し得るよう所要の法制措置を講ずることとしたしたのであります。

以上が本法案の提案理由並びにその要旨であります。願わくは慎重御審

議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお願ひする次第であります。

○羽田委員長 この際、八木一郎君より議事進行について発言を求められております。これを許します。八木一郎君。

○八木（一郎）委員 私はこの際議事進行に關して、主として審議日程について、委員長にお尋ねをしておきたいと思ひます。

私は自由民主党の総務であります。私が、わが党は、去る五月十二日の総務会において、国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案並びに東海道幹線自動車国道建設法案の両法案の取り扱い方針を決定してあるのであります。すなわち両法案ともに、これを本第三十四国会において成立を期するというのが基本的態度であります。

そこで、議事進行について委員長にお伺ひしたいのであります。この時点における国会内の情勢に対処して、委員長は両法案の審議日程をどのようにきめて、議事の進行をはかろうとしておられますか。そのスケジュールをお示し願ひ、本委員会の慎重審議によりすみやかに採決に至ることを期待したいと思ひます。この際、委員長より、議事進行上、スケジュールを明確にお答え願ひしたいと思います。

○羽田委員長 ただいま八木一郎君の委員長に対する質問に対して、お答えをいたします。

まず第一に、中央自動車道法案については、午後政府委員の補足説明を聴

取して、直ちに採決に入りたいと思ひます。それから、東海道幹線自動車国道建設法案につきましては、明十八日までこの委員会の審議を終わつて採決をいたしておきたい、こういふふう存する次第であります。（「了承」と呼ぶ者あり）

それでは、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時二十四分開議

○羽田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案を議題とし、審査を進めます。

最初に、本案に対する補足説明を聴取いたします。

高野道路局長。

○高野道路局長 国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線の案を定めるにあたり基礎となりました調査について御報告いたします。

中央自動車道の調査につきましては、建設省が昭和三十三年から三十四年度までの三カ年間にわたり、一億六千三百三十万円の調査費をもちまして調査を実施いたしました。これについての詳細は、お手元にお配りいたしました報告書に取りまとめである通りでございます。

調査の内容につきましては、国土開発縦貫自動車道の立法趣旨に従ひまして、高速自動車道として東京都から小牧市までの区間について計画線の選定、概算建設費の積算、経済的な諸問題の検討などを行ない、主要な項目に

つきましては、中央自動車道の概況は把握し得たものと考へております。

なお、この調査の実施にあたりましては、沿線が山岳地帯で必要な基礎資料なども不備でありましたので、全線にわたり空中写真測量により五千分の一の地形図の作成から着手いたしました。この五千分の一の地形図を使いまして調査を行なつたわけでございす。調査の担当につきましては、建設省の担当部門を動員いたしました。ことに、建設省以外の学識経験者の協力も求め、地質、トンネル、橋梁などにつきましては専門委員会を設け、気象、自動車の走行調査につきましても外部機関に委員会を設け、さらに長大トンネル、長大橋梁の積算あるいは経済的な調査などにつきましては、それぞれ専門の機関に調査を委託して取りまとめた次第でございます。

なお、ただいままで実施いたしました調査は、中央自動車道の調査のきわめて概略な調査でありまして、ただいま御審議願ひしております予定路線を定める法律提案の見通しを得る程度の概要と申すべきものでございます。

予定路線の法律案が制定されますと、基礎調査を実施することになるわけでございます。この基礎調査におきまして、基本計画を定めるに必要な調査を実施することになるわけでございす。三十五年度におきましても、引き続き三千万円の予算をもちまして、今までの調査に引き続き必要な調査を実施することといたしておるわけでございす。今回取りまとめた建設省の調査報告書は、できるだけ入念に取りまとめたつもりであります。今後行ないます調査の精度が高まるにつ

れて、調査結果の数字については多少の変更が起ることは当然予想されることではございますが、現在入手できる資料並びに方法については十分に活用したつもりでございます。

調査結果の詳細につきましては、お手元にお配りいたしました報告書の通りでございますので、説明を省略させていただきます。

○羽田委員長 これより本案の質疑に入るのであります。質疑の通告がありまじいので、質疑は行なわず、直ちに討論に入りたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議ないと認め、さよう決します。

これより本案の討論に入るのあります。討論の通告がありまじいので、討論を行なわず、直ちに採決いたします。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○羽田委員長 この際、附帯決議を付すべしとの動議が木村守江君より提出されております。

この際、趣旨弁明を許します。木村守江君。

○木村守江委員 まず、決議案文を朗読いたします。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(附法)に対する附帯決議

政府は、近時道路交通増進の実情に鑑み、各種交通機関を総合調整すると共に路線規格等につき、従来の計画(中央自動車道を含む)と併せて道路整備五カ年計画を再検討し速やかに之が抜本的対策を樹立すること。

右決議する。

以上であります。御承知のように、昭和三十三年から一兆予算をもちまして道路整備五カ年計画を立てまして、日本の立ちおくれた道路の整備をはかりまして、産業の復興と国土の開発に寄与して参りましたことは今さら申し上げる必要がありません。しかしながら、最近交通の非常な増進に伴ひまして、特に昭和三十五年の予算編成の際に、自動車の激増に伴ひましてガソリン税の増徴が非常に多く見込まれた結果、予算を編成するにあたりまして、国よりの出資金がわずかに二十数億円というような状態であり、算の今年度の予定計画を執行することができるようになつたのであります。

かような事態から考えまして、現在ありますこの道路整備五カ年計画は、現在の状態において、なお、これからますます増進せんとする交通の実態から考えまして、すみやかに改定していかねばならぬと考えるのであります。特に、ただいま提案理由の説明をされました中央自動車道の予定路線の法律案並びに東海道幹線自動車国道建設法案という二つの大きな二つの道路の建設に取りかからねばならぬ

ない状態に相なっておりますので、すみやかに現在の道路整備五カ年計画を拡大いたしまして、もって、日本の道路の整備をはかることが緊急事であると考えますので、かような決議を付しまして、これらの目的に基づきまして道路整備を拡充して参りたいと思ひますわけでありまして、以上御報告いたします。

○羽田委員長 これより採決いたします。

木村守江君提出の附帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よって、木村守江君提出の動議の通り、本案に附帯決議を付することに決しました。

なお、本案議決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○羽田委員長 次に、東海道幹線自動車国道建設法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

中島巖君。

○中島巖委員 東海道幹線自動車国道法案が本日突如として提案されたわけでありまして、いまだ内容についても調べる機会がないのでありまして、こまかいことについては、あとで資料の

提示を願つて質問いたしたいと思ひます。

最初に質問いたしますのは、衆議院規則の二十八条にこういうことがあるのですが、これを提案者である遠藤三郎君はどうお考えか、御所信を承りたいと思ひます。議案の発議につきまして、「議員が法律案その他の議案を發議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者連署して、これを議長に提出しなければならぬ。この場合において、予算を伴う法律案については、その法律施行に關し必要とする経費を明らかにした文書を添へなければならぬ。」こうなつておるのであります。本法案に對しまして、これらの経費を明らかにした文書が添付されておらない。従ひまして、私は、法案提出の適格性を欠いておる、本法案は本委員会に提出できないものである、こゝういふように考えるのであります。提案者の御所見を承りたい。

○遠藤議員 ただいまの御質問であります。東海道幹線自動車国道法案につきましては、昭和三十五年においては予算を必要としないのであります。当該年度の予算を必要とする場合においては、必要な予算の計上も必要でありますけれども、この法案が通過の後に調査をし、そして、それぞれこの法案に命じてあるような手続によつて、だんだん後年度に予算を必要とするようになって参るのであります。従つて、本年の予算をこゝで一挙に出す必要はない。そゝういふ考えで、三十五年では必要としないから、その手続は省略しておる次第であります。

○中島巖委員 ただいまの遠藤さんの答弁は、はなはだふに落ちないわけ

でありまして、これは委員長に請求しますが、法制局長官をこの席へ呼んでいただきたい。そしてこれを明らかにしたい。こゝう思ふわけでありまして、

それから、ただいま提案者たる遠藤君は、本年度は予算をつけないのだ、調査をして、それからだ、こゝういふお話をしよう。ところが、現在建設省は、東海道の交通対策調査費という名目で、本国会において四千三百万円予算を取つてあるのです。従つて、政府といたしましては、この予算によつて調査した結果、こゝういふような、ただいま御提案になつたような高速道路法によるところの高速道路を作るか、あるいはその他の方法であるか、こゝう措置を政府はとつておる。従つて、予算を伴うところのこの法律提案と、政府が今国会において承認を求めた予算とは、これは重複して、相反するわけである。従つて、政府のこの四千三百万円の調査結果を待つて、そして、これは議員立法でもいいし、あるいは政府提案でもいいでありまして、こゝういふ法律措置を講ずべきである。こゝういふように私は考えるのであります。こゝういふあなたのお考えはどうであるか。

○遠藤議員 四千三百万円の東海道の交通事情の調査の費用は、確かに取つてあります。これは私、大臣の当時、いろいろ国会でも論議になりました。交通事情の調査という意味で取つておるわけでありまして、従つて、今回のこの東海道幹線自動車国道法案とは直接の関連はございません。この法案が通つて、初めて東海道幹線自動車国道の問題が出てくるのでありまして、從來調査をしました東海道の交通事情を

参考にすることは、もちろん参考にする
と思ひますけれども、この法案とは
直接には関係がないのでございませ
う。その点を一つ御了承いただきた
いと思ひます。

○中島(憲)委員 関係がないことはな
いじゃないですか。あなたの提案理由
の説明の中に、東海道の交通緩和のた
め、とあるじゃないですか。東海道の
交通対策調査費なんですから、なぜ関
係がないのです。あなたの、交通緩
和のため、とある。

○遠藤議員 東海道の交通事情が非常
に幅狭いところから、この幅狭いこ
ろを、調査の結果だんだんわか
てきます。これは御承知のように、東
海道の方には高速道路を作るべく、昭
和二十五年、二十六、二十七年の三年
にわたって、すでに高速道路のくい打
ちまでしてあるわけでありませう。そ
こまで調査が進んだのであります。しか
し、中央道の問題がございましたため
に、中央道の法案が成立しました以後
においては、高速道路の調査費という
ものは取ることができなかった。従つ
て、交通事情の調査費用を取って交通
事情を調べてきたのであります。その
結果、交通はますます幅狭いところ
これはどうしても高速道路を作らなく
ちゃならぬ、こういう東海道の幹線高
速自動車道路法というものをどうして
も出さなければならぬという結論が出
てきたわけでありませう。従つて、その
法律とその調査費とは、直接には関係
がございませう。もちろん調査の結果
は、この法律を制定する非常に有力な
材料になっていることは、もちろんで
あります。

○中島(憲)委員 実に理屈に合わない答

弁で、あきれざるを得ぬですが、結局
建設省は、本年度四千三百萬円の予算
において東海道の交通事情を調査し
て、その結果高速道路がいかにある
か、あるいは現在の第一国道を拡幅す
るか、あるいはバイパス・ウエーでい
くか、という立案がでているわけ
じゃないか。そういう立案がでているわ
けである。また、あなたのこの説明に
おいても、そういう趣意である。そこ
において初めて東海道高速道路とい
うような案が生まれ、あるいは現在の高
速国道法によつて、行政措置によつて
行なうとか、あるいは立法措置を行な
うとか、こういう結果になるのであ
る。片方、直ちに予算を伴うところの
この法律を提出し、片方では政府が四
千三百萬円の調査費を今国会に提出し
て、国会の承認を経ておる。これは非
常に矛盾した話であつて、この調査結
果を待つて、そうしてこういふ、こ
とにあなただけの言われるように、本年
度、予算を要求するのじゃない、こうい
うお話をなれば、政府の調査結果を待
つて、その調査結果によつて、来年度か
ら予算をつけるにしても、こういう法
案を提出すべきである。これが理の当
然である。こういうふうに考えるので
すが、もう一度御所信を承りたい。

○遠藤議員 あなたのようなお考え
も、確かに一つの考えだと思ひます。
しかし、私も、政府が調査をして
おりませう。事態は容易に進展して
おらない。実際の現実の事情は、もう
一日もゆるがせにすることができない
ような事情であるといふことを、われ
われは深く痛感いたしました。そう
して、どうしてもこれは議員提出の法
案として、広く議員の諸君の共鳴を求
めて、そうしてこの問題を一挙に解決

しようといふふうに考えたのが、私と
も考え方でありませう。これは、念の
ため申し上げておきますけれども、自
民党、社会党、民社党の共同提案で
ございませう。そういう意味で、縦断を
いたしまして、各議員がみなこれに共
鳴していただいた。その建前について
も共鳴していただいた。こういうふう
に私は理解しておるわけでございます。

○中島(憲)委員 とにかく、今の御答
弁は全く了解できないんです。片方で
政府は交通対策の調査費を計上して、
そして本国会においてその予算をつけ
てもらつた。そうして、今後東海道の
交通はいかなる道路政策によつて交通
を緩和すべきか。政府は現在、こうい
う予算によつてその調査を進めてお
るわけですね。従つて、政府の調査がな
まぬければ、政府を難詰して、早急に
調査して、調査結果によつて、これこ
れの方法でやるのだ、予算はこれこれ
であるんだ、こういう計画を立案すべ
きであると思ひます。非常に遺憾です。
そこで、さらに基本的問題として
御質問いたしますが、あなたは、かつ
て自民党の内政面の大きな看板とい
つたしまして、道路整備五カ年計画一兆
億、御承知だらうと思ひます。この
道路整備緊急措置法の第二条にお
きましては、五カ年間にやる事業の
量とかというふうなもの、閣議決定を
経まして、これを国会の承認を経まし
て、そして現在行なつておるわけなん
です。道路整備五カ年計画とこの法律
案とはどういふ関係になつておるか。
その点をお伺いしたい。

○遠藤議員 御指摘のように、確かに
自民党の道路整備五カ年計画がござ
います。一兆円の道路投資を五カ年間に
やろうという計画を立てた、私は当の
責任者であつたのであります。その事
情は一番詳しく知つておるつもりであ
ります。が、いかんせん、五カ年計画の
規模は小さくて、ただいま中央自動車
道の指定法案を通すときに附帯決議で
満場一致で決めたのであります。ま
た、五カ年計画ではだめなのでありま
す。五カ年計画を修正して、もっと大
きくして、もう日本全国の道路がも
つとよくなる、こういうことを私は
期待しておるわけでありませう。

○中島(憲)委員 確かにそのときの建
設大臣ですが、少し建設大臣をやめら
れておつたので、だいふすれてお
るに思ひます。道路整備緊急措置
法第二条によつて、事業の量の事
を閣議決定せねばならぬ、こういう
ことになつておりました。有料道路は
二千億、一般道路が六千億、そうし
て千九百億が各都道府県で行なう道
路、こういうふうにワケをきめたわけ
です。そうして、さらにその内容をこ
まかくそれぞれ計画の中に織り込んで
おる。

そこで、はつきりお尋ねいたします
が、この二千億の予算はどうなつてお
るか。これは建設省で発行した書類な
のですが、それによると、道路整備五
カ年計画におけるところの有料道路二
千億は、先ほど問題になりました中央
自動車道に對しまして八百九十三億五
千七百萬元、つまり、これは小牧と神
戸間でありませう。この予算をつけま
して、それで、ただいま本委員会でも
決されました東京一小牧間について
は、百二億四千万円予算がついてお
るわけですね。さらに首都高速道路公団に

おきまして五百九十二億三千八百萬元
となつておる。残りの四百億八千五
百万円に對しましては、現在道路公団
がやつておる三十幾つかの路線を持
つておるわけでありませう。従つて、あ
なたの提出された東海道高速道路法案の
予算といふものは、これにないわけ
です。従つて、どういふところから繰出
されるか。新聞なんか見ると、あるい
は外資によつてやるとか、あるいは財
政投融資によつてやるとか、いろいろ
言われておる。ところが、この二千億
の予算も、三百十二億といふものが一
般會計から入るだけで、あと千七百億
近い金は、外資や財政投融資からみ
な持ってくることになつておる。

従つて、道路整備五カ年計画、い
わゆる道路整備緊急措置法に違反して
おるところの法律提案。従つて、この法
案は、国会に提出するところの適格に
欠けておる。こういうふうに私は考
えておるわけですね。従つて、道路整備
緊急措置法とどういふ関係があるか。そ
の点を御説明願ひたい。

○遠藤議員 あなたは御質問の趣旨
も、よくわかります。わかりますが、
道路整備五カ年計画は、何としても規
模が小さいのです。なるほど、有料道
路として二千億の予算をつけてありま
すけれども、これは少なくとも私は五千
億以上の予算に拡大しなげなうと思
ひます。現実には東海道のこの法案が通過
いたしました。いよいよ工事に着手す
る、金が必要なきに、きつと五千
億の予算に拡大されておる。また、
そういうふうにしなげなうか、また、
三党の共同提案ですから、国会をあげ
てこれに賛成するのでありますから、
そんなことは易々たるものである。こ

ういふふうに私は考えておるのであります。

○中島(巖)委員 遠藤さんの構想や、なかなかけつこりですよ。それは僕も

賛成しますよ。賛成しますが、遠藤さんに内閣の権限を委譲したことも、国会の権限をあなたに委譲したこともないでしょう。あなたが国家の主権者ならそれでいいが、あなた一個の考えだからその話である。従って、道路整備五カ年計画、すなわち道路整備緊急措置法を改定せぬ限りは、この法案は国会へ提案するだけの資格がない、適格がない。だから、道路整備緊急措置法を先に変えてからなければ、同時にこの法案を提案しなければ、道路整備緊急措置法の法律違反の法律をここで取り上げるわけにいかぬ。そうでしょう。はっきりこれは、わかっておるじゃない。

○中島(總)委員　まあ、實際にこれは
ごたの話になっちゃって、結局あなた
がそう言うなら——とにかく道路整備
緊急措置法は、内閣提出でもって、す
でに国会で成立したれっきとして動か

ぬ法律でしよう。今出てきた法律は、これから審議に入ろうという法律でしよう。しかも、道路整備緊急措置法とこれとは、全然中へ入っておらぬものでしよう。それで、あなたの構想はこれです。僕も賛成なんです。しかし、構想があつても、賛成であつても、国家組織といふものものが、一つの一定の機関を経て、そして法的手続によつてやつていかねばならぬ。従つて、この法案を出されるなら、道路整備緊急措置法の改正案と一緒に出すのがあたりまえじゃないですか。この点、いかがでありますか。

○遠藤議員 国会がこの法案を国会の意思として通すということをきめましたならば、当然、内閣としてはこの道路整備緊急措置法の改正も、それに合うようにやっていかなくちゃならぬ。これは御承知のように、議院内閣であ

りますから、議院がやはりオール・マ
イティであります。もし内閣がそれを
やらぬとかなんとか言つたなら、内閣
をやめさせたい。これは議院内閣
の建前上、当然じゃないか。議院が法
律を作つた以上、この法律に合うよう
に、それに矛盾するような法律は変え
さしていく。こういう建前をとるのは
当然である。こういうような考えであ
ります。

○中島(憲委員) それはいいなかの、こたつかなかで話す話ならいいけれども、いやくしも立法院で、立法と抵触する法律を出して、前の立法を変えずに出して、あなたの言うよりなことを

言っておつたら、これは通らぬですよ。だから、これに對しまして、はっきりしたわれわれの了解ができるような格好にならなければ、この審議を進めるわけにいかぬじゃないですか。こ

れは根本問題ですから、法制局長官でも呼んできて、この話を聞かしてごらん下さい。

○遠藤議員　これは法制局長官を呼ば

なくとも、從來国会では、前にある法律と矛盾するような、そいつを修正するやうな法律を幾らでも作つておるのであります。それは自然にそういうふうに修正されてくるのであります。法

律そのものは、修正する場合もありま
すし、それに合わせてまた改正案を出
してくる場合もあるのでありますして、
これは国会でも幾つでも、何十でも例

があるものであります。全然例のないことを私やっておるのではないのであります。そういう点を一つ御了承いただきます。きたいと思います。

○中島(歳)委員 それなら、現在ある法律と矛盾した法律が通っておる例を

言ってごらんさい。

○遠藤議員　なお、こまかい議論になつて参りましたから、社会党の提案代表からも答弁していただきたいと思うのであります。現実に申し上げま

すと、道路整備緊急措置法には矛盾しない。五カ年計画には矛盾がしますけれども、道路整備緊急措置法には矛盾しないのであります。その点は、道路整備緊急措置法の番人である建設省か

ら一つ聞いていたいただきたい。

○前田説明員 道路整備緊急措置法は、五カ年計画を定めるに際しまして、政府は高速自動車国道、一級国道及び

によりまして五カ年計画を作るといふことがありますが、このために、今問題になっておりますところの新しい法律が出たために、この法律に矛

盾する規定はないと思います。

○中島(巖)委員　今、政府委員が法律に矛盾せぬと言つたのは、それは間違いないか。はつきり答弁をせよ。責任をとれ。

○前田説明員 矛盾しないと思います。

○中島（巖）委員 道路整備緊急措置法の第二条を読みましょうか。そうし

て、さらに第二項において「道路整備五箇年計画には、次の事項を定めなければならない。」「五箇年間にを行うべき道路の整備の目標」、「五箇年間にを行うべき道路の整備の事業の量」、はつきりこううたつてありますよ。これは

ば、それまでには五カ年計画といふものをそれに応ずるよう改定していく。こういう方針がきまらなければ、自由党としても、党議でもってこれを出そうというにはならないわけであります。そういうことまで暗に了承の上、自由党の党議というものはきまつてきておるわけであります。そういうふうに了承していただきたい。

○二階堂委員 議事進行について、関連。

ただいま中島委員の方から、提案者代表の遠藤さんに対して、いろいろ御質問がござりますが、この問題は、私はこの法案を提出する手続上の問題ではなからうかと思っております。手続上の問題であるといえますならば、これは中島君は、あたかも遠藤さん一人の責任みたいなことを言つて、責任を追及されるようなことを言われまされども、これは、もともとこれが提案になるまでは、この責任というものは各党にあるわけなのです。もし、かりに手続上誤りがあるとするとするならば、この責任は自由民主党だけでなく、あるいは遠藤さん一人だけでなく、社会党や、あるいはわ民主社会党にも、これに署名しておるわけですから、あるわけですから。現に、この法案が本日本委員会に提案されて、議題になつておるのですから、その前の手続上の問題を、この委員会ではいろいろ根柢を掘りあなたが質問されるとするならば、議事進行として、もう少し内容に立ち入った問題を質問してもらわなければ、この問題だけで貴重な時間を空費することは、はなはだ意に沿わないと思ふのです。手続上の問題は、法案が本委員会に提出される以前の問題です。

から、それは自由民主党だけでなく、各党にも責任があるわけですから、その議論はいいかげんにやめてもらつて、内容に入つて質問してもらいたい。議事進行に關して、一言私は委員長に要望を申し上げます。

○羽田委員長 二階堂君の意見は、もつともだと思ひます。法案の内容について質問を展開していただきたいと思ひます。

○中島(巖)委員 どうも、二階堂君も委員長も、変なことを言う。道路整備の基本法の法律違反になるかどうかという問題。それから、議員立法に対する予算の伴う措置、これでもって不適格ならば、幾ら審議しても、この法案はだめなんです。この二つの問題に対して、法制局長官を呼んで、了解のいくような答弁を得ない限りは、法案の内容に入つてもむだです。その以前の問題として、至急その手続をとつてもらいたい。

○羽田委員長 中島君に申し上げますが、とにかく成規の手続を経て法案が提案されておるのですから、法案の内容について御審議をいただきたいと思ひます。重ねて申し上げます。

○中島(巖)委員 委員長は、どうかしておる。法案が法律的に、憲法的に、はたして適格であるかないかというところは、法案の内容に入る先の一番重大な案件ではありませんか。その言論を封ずるのは、どういふわけですか。とにかく、法制局長官を呼んで下さい。適格であるかないか、それを一つ私は質問したい。

○羽田委員長 手続、内容の問題等で、だいた議論が分かれておりますから、しばらく理事会を開きますので、暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出第一三八号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年五月十九日印刷

昭和三十五年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局